原子力規制新組織のあり方について(第一次提言)

原発事故収束対策PT

座長 荒井 聡

来春発足の原子力安全庁(仮称)の当面のあり方と原子力規制のあるべき姿を 提言するものである。

原子力安全庁関連の法案の審議のみならず、4月発足後における不断の見直 しにおいて活かされるべきである。

- 1. 新組織は、「原子力安全庁」ではなく、「原子力規制庁」という名称にし、何をする役所か、ということをはっきりさせるべきである。
- 2. 新組織の実効的な独立性を確保する上で、規制庁の人事・予算を独立したものとする必要がある。このため、法律において、原子力の利用と区別された自立的な構造を担保するべきである。
- 3. 規制機関である規制庁長官に各政府機関に対する勧告権を付与すべきである。

4. 今回の事故を踏まえれば、規制庁が「人と環境を守る」という究極の目的に向かって取り組むよう、原子力安全規制の法体系にこの考え方を明記することが重要である。このことは、原子力安全に係る国際原子力機関(IAEA)が定める最も基本的な目的を機軸とした安全規制体系を実現することにつながるものである。

原子炉等規制法に電離放射線の有害な影響から人および環境を防護する規 定を設け放射線規制に関連する業務を規制庁の所掌とするべきである。また、現 在文部科学省の所管となっている機関*1を規制庁に統合することを今後検討す べきである。

- *1 放射線審議会、(独)放射線医学総合研究所の一部、(財)アイソトープ協会、(財)原子力安全研究協会
- 5. 3Sを一体的に推進する観点から、核拡散防止措置とテロ対策が不可分であるとの認識に立ち、現在文部科学省の所管となっている保障措置の規制を規制 庁の所掌とするとともに、関連する機関*2を規制庁に統合することを今後検討すべきである。
- *2 JAEA の核不拡散・核セキュリティ総合支援センター、(財)核物質管理センター
- 6. 規制の高度化を図る観点から、規制庁が安全研究を実施することとし、JAEAの安全研究センターを規制庁に統合することを今後検討すべきである。

- 7. 原子力事故時の緊急時対策を充実させるため、JAEA の原子力緊急時支援・研修センターを規制庁に統合することを今後検討すべきである。
- 8. 規制庁の検査官等が、例えば、消防署、営林署、労働基準監督署等の有する、強制的な立入検査、書類の提出、報告聴取などの調査権を保持するよう措置すべきである。
- 9.1.と同様に、「原子力安全審議会」は、「原子力規制審議会」という名称にすべきである。
- 10.「原子力規制審議会」の委員は、国会での参考人質疑を経た後、国会の同意後、就任するものとすべきである。なお、国会は、「原子力規制庁」の長官並びに次長、審議官及び原子力規制審議会事務局長について、就任後、参考人質疑等を通じてその資質を確認する必要がある。
- 11. 原子力事故·災害が発生した場合、事故・災害の収束とその損害に対する賠償とは一体のものであることに鑑み、原子力損害賠償紛争審査会の事務をはじめとして、原子力損害の賠償の事務についても「原子力規制庁」の事務に移管すべ

きである。

- 12. 原子力委員会が、原子力政策の決定を行うに際しては、原子力規制庁の意見を踏まえて決定を行うことは当然であるが、同時に原子力規制審議会の同意手続きをとるべく制度を仕組むべきである。
- 13. 原子力施設に関する情報については、原子力規制庁を窓口として事業者に対して当該情報の公開を義務化するように制度化すべきである。